

南アルプス市金山沢公園

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

指定管理者：合同会社あしやす

【営業について】

① 営業内容

- 温泉施設は、改修が完了するまでの間、営業休止とする。
- バーベキュー場は、完全予約制で営業する。
- 売店は、物販とテイクアウトの飲食サービスのみ提供する。
- 休憩室は、完全予約制（人数制限あり）で貸しスペースとして提供する。

② 営業日・時間

- 7月18日（土）～
- 【バーベキュー場】予約日の11:00～16:00
- 【売店】土日祝の13:00～16:00（バーベキュー場の予約がある日は11:00～16:00）
- 【休憩室（貸しスペース）】予約日の10:00～18:00の予約時間
（1時間～最大4時間まで、1日1組限定、1時間500円（税込）とする）

【3密の回避】

① 施設内の換気（密閉の回避）

- 入り口の扉、受付の窓は常時開放し、換気を行う（風雨が激しい時は30分に1回開放し、換気を行う）。
- 休憩室利用時は、窓を常時開放し、換気を行う（風雨が激しい時は30分に1回開放し、換気を行う）。
- 売店の換気扇を常時稼働させる。

② 施設内の混雑の緩和（密集の回避）

- 施設内の自由開放はしない。
- バーベキュー場は完全予約制として、利用人数は20名までとする。（通常利用人数定員（1卓4名×10）×50%=20名）
→ 1グループ8名の場合、8名のグループは、2グループまでとする。（8名2グループ+4名1グループ=20名または、8名1グループ+4名3グループ=20名）
- バーベキュー場のテーブルは隣接するテーブルを利用しないように、1グループにつき1卓を空けて利用し、1卓4名までとする。
- 売店は入り口・受付にて注文・販売とする。
- 休憩室（完全予約制）の利用人数は、売店前休憩室は9名まで（通常利用人数定員（6人掛け長机×3=18名）×50%=9名）、別棟休憩室は12名まで（通常利用人数定員（6人掛け長机×4=24名）×50%=12名）とする。
- 公園内の遊具は、「密にならないように利用すること」の注意喚起の掲示を行う。

③ 人と人の距離の確保(密接の回避)

- 利用受付は代表者のみの対応とし、ビニールカーテン越しでマスク着用にて行う。
- 売店の注文受付・商品販売はビニールカーテン越しでマスク着用にて行う。並ぶ場合は2メートル空けて並ぶ。
- 休憩室は人と人の間隔を2メートル以上空ける。
- 近距離での会話や発声をしないように注意喚起の掲示をする。

【その他の感染防止対策】

④ マスクの着用

- マスクの着用について従業員が厳守するとともに利用者にも周知する。
- 施設内のマスク着用を徹底し、していない方にはマスクを販売し着用してもらうようにする。

⑤ 手洗い手指消毒

- 出入口にアルコール消毒液を設置し、受付時および入館時に手指消毒を促す。
- 従業員は業務開始時、備品を触る前、触った後などに手指消毒を実施する。
- 従業員、利用者共に、トイレ前後、食品類に触れる前は石鹸を使用し確実に手洗いと消毒を実施する。
- 施設内のドアノブや扉、蛇口など不特定多数が触る箇所を2時間に1回消毒する。

⑥ 体調確認・検温

- 従業員に対して、業務開始前に検温、体調確認を行う。
(微熱、軽度であっても喉の痛み、咳などの風邪症状がある場合、下痢、嘔吐などがある場合など、体調不良者は出勤を停止する)
- 利用者に対して、受付時に検温を実施し、体調を口頭で確認する。
(微熱、軽度であっても喉の痛み、咳などの風邪症状がある場合、下痢、嘔吐などがある場合など、体調不良者は利用を断る)
- 利用者に対して、利用者リストへの名前・住所・電話番号の記入を義務づけ、個人情報を保管する(感染症追跡調査のため)。

⑦ トイレの衛生管理

- スイッチ、便座、蓋、洗浄レバー、ドアノブ、蛇口は定期的に清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように掲示する。
- 手洗い場所にアルコール消毒液を設置し、利用を促す。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- 休憩室は自由開放しない。休憩室を貸す時は予約制とし利用人数を制限し、1日1組の利用に制限する。
- 休憩室の利用後は机・椅子・床など全て清拭消毒を行う。

⑨ 売店のリスク軽減

- 飲食物はテイクアウト販売を基本とし、全て使い捨て容器で提供する。

⑩ バーベキュー場のリスク軽減

- 生ビールサーバーは使用（持ち込み）不可とする（予約時に伝える）。
- バーベキューの貸出用具は、あらかじめ利用テーブルごとに設置しておく。

⑪ 喫煙スペースの使用制限

- 施設内は指定の場所以外は禁煙とする。
- 他の喫煙者とは2メートル以上離れ、呼気を人に向かって吹きかけない。
- 吸い殻は各自で処理し、他人の吸い殻に触れない。

⑫ 清掃・消毒

- 共同で使用し、高頻度に接触する部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、窓、蛇口など）は高濃度エタノールや界面活性剤含有の洗浄剤漂白剤を用いて1時間に1回程度清拭消毒を行う。
- ゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。ゴミを回収する時はマスク、手袋を着用し、外した後は石鹸で手を洗い、消毒する。
- バーベキュー場の利用者のゴミは全て利用者が持ち帰るものとする。
- バーベキューの貸出用具は、あらかじめ利用テーブルごとに設置しておき、利用後は利用者にて洗浄し、利用したテーブルに返却させる。従業員はそれを再度洗浄し清拭消毒を行う。

【その他注意点等】

⑬ チェックリストの作成と報告

- 本ガイドラインに基づいたチェックリストを作成し、営業日の記録および管理を行う。
- チェックリストは月次報告とともに市役所へ提出する。

⑭ 健康管理表の作成と確認

- 従業員の健康管理表と勤務体制シフト管理表を作成し、管理する。また緊急連絡体制表を作成し、緊急事態時には速やかに行動・連絡が取れるようにする。

⑮ 特別警戒都道府県在住者の利用制限

- 国及び県の指針に基づき対応する。

⑯ ガイドラインの掲示

- 本ガイドラインによる感染防止対策内容を館内及びバーベキュー場に掲示し、利用者へ周知する。